

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	印西市

印西市鳥獣被害防止計画

<連絡先>
担 当 部 署 名 印西市環境保全課
所 在 地 印西市大森 2 3 6 4 - 2
電 話 番 号 0 4 7 6 - 3 3 - 4 4 3 9
F A X 番 号 0 4 7 6 - 4 2 - 7 2 4 2
メールアドレス kankyouka@city.inzai.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、スズメ、カラス類、カモ類、コブハクチョウ、キョン
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	印西市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		金額	面積
イノシシ	水稻、豆類、飼料作物、いも類、タケノコ	5,998千円	4.8ha
アライグマ	豆類、果樹	28千円	0.02ha
ハクビシン	果樹、野菜	1,289千円	0.04ha
タヌキ	豆類、野菜	155千円	0.04ha
スズメ	—	—	—
カラス類	豆類、野菜	917千円	0.15ha
カモ類	—	—	—
コブハクチョウ	水稻	1,250千円	0.11ha
キョン	—	—	—

(2) 被害の傾向

イノシシ
市の南東部、南部及び中央部に生息し、12月から4月にタケノコ、6月から9月に水稻、9月から11月にイモ類、栗、柿及び落花生に被害があり、被害地域は、拡大している。
また、住宅の庭への進入が頻発し、土や植木等が掘り返されており、生活環境被害も発生している。明るい時間帯での目撃情報も多く、個体数の増加傾向にあり、人身被害の危険性も高まっている。
アライグマ、ハクビシン、タヌキ
市内全域に生息しており、年間を通じて各畑作物の収穫期に被害がある。特に武西地区、戸神地区の果樹の被害が増加している。
スズメ、カラス類、カモ類、コブハクチョウ
水稻及び畑作物全般に被害が発生している。下手賀川（発作地区）に定着しているコブハクチョウは、個体数が減少しており、水稻の食害も減少傾向にある。その他の鳥類については、根本的な防除対策が行われていないため、被害は横ばいである。
キョン
現時点においては、農作物等の被害はないが、今後被害が想定される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和５年度）		目標値（令和９年度）	
イノシシ	5,998千円	4.80ha	4,798千円	3.84ha
アライグマ	28千円	0.02ha	22千円	0.02ha
ハクビシン	1,289千円	0.04ha	1,031千円	0.03ha
タヌキ	155千円	0.04ha	124千円	0.03ha
スズメ	—		—	
カラス類	917千円	0.15ha	734千円	0.12ha
カモ類	—		—	
コブハクチョウ	1,250千円	0.11ha	1,000千円	0.09ha
キョン	—		—	
合計被害金額	9,637千円	5.16ha	7,709千円	4.13ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	イノシシの捕獲は、市が印西猟友会及び岩戸区有害獣対策会に業務委託し、わなによる捕獲を実施してきた。 印西市有害鳥獣被害防止対策協議会が、わなを購入し、捕獲従事者に配付した。また、ＩＣＴの活用として、わな作動通報システムを整備し、利用している。 捕獲個体の処理は、概ねクリーンセンターへ搬入し、焼却している。また、一部を自家消費している。 捕獲機材の整備状況 令和３年度大型箱わな１７基 令和４年度大型箱わな５基 令和５年度大型箱わな１０基 アライグマ、ハクビシン、タヌキの捕獲・回収は、市が公益社団法人印西市シルバー人材センターに業務委託しており、捕獲依頼に迅速に対応できる体制を構築している。アライグマ用わなを千	捕獲従事者の高齢化が進んでいることから、担い手の育成確保が急務となっている。 また、新規捕獲従事者の増加に伴い、箱わなの数が不足している。

	葉県から借用しているほか、市で購入したものも含めて、捕獲を実施している。 捕獲個体の処理は、クリーンセンターへ搬入し、焼却している。 スズメ、カラス類、カモ類の捕獲は、市が印西猟友会に業務委託し、銃による捕獲を実施している。捕獲個体の処理は、クリーンセンターへ搬入し、焼却している。 コブハクチョウは、職員が擬卵交換等により、卵を採取し繁殖を抑制した。	
防護柵の設置等に関する取組	イノシシ用の防護柵は、印西市有害鳥獣被害防止対策協議会が資材を提供し、電気柵を設置している。（設置、管理は集落） 地域ぐるみで協力し、設置及び維持管理を行える集落を対象に電気柵の導入を行っている。 【電気柵設置状況】 令和3年度 30, 500m 令和4年度 20, 500m 令和5年度 8, 900m	雑草の接触等による電圧不足により、機能していない電気柵が見受けられるため、電気柵設置後の維持管理に対する確認及び指導を徹底する必要がある。
生息環境管理その他の取組	生息環境管理事業は、農業者等の団体が、イノシシによる被害があった耕作放棄地及びその林縁部の草刈り等を行っている。 コブハクチョウの対策としては、職員が圃場に侵入した個体の追払い等を実施している。	毎年活動している農業者等の団体が、高齢化等の理由により、人数が減っている。

（５）今後の取組方針

総合的な対策として、捕獲・防除・生息環境管理を実施していく。実施にあたり、専門知識を有する者から助言を受け、効果的な対策を進めていく。また、地域住民が主体的に被害防止対策を行えるよう説明会、研修、講習会等により被害防止対策の周知を図るとともに、集落ぐるみの体制づくりを進めていく。イノシシについては、市街地周辺においても目撃情報

が寄せられているため、「市街地におけるイノシシ等対策マニュアル」に基づき、市街地出没時の体制について整備するとともに、地域住民に対して徹底した周知をしていく。

【捕獲】

高齢化により捕獲従事者数の減少が見込まれるので、安定的な捕獲体制の維持のために、狩猟免許の取得に係る助成金を活用し、新たな捕獲従事者の確保及び育成に努める。

各地区での集落ぐるみの被害防止対策を支援し、住民と捕獲者の連携により、効率的で持続可能な捕獲体制づくりを推進する。

【防護】

イノシシの被害地域及び活動範囲は、市内全域に拡大しているので、防護柵未設置地域への設置の推進及び設置から相当年数経過している地区の再整備について検討をしていく。また、電気柵の十分な効果が発揮されるよう、維持管理の指導を実施していく。

【生息環境管理】

市内において増加している耕作放棄地や林縁等の草刈りを実施し、また放任果樹、収穫残渣や生ごみの適正な処分について周知し、野生鳥獣が耕作地に近づかない環境づくりを促進していく。

コブハクチョウに関しては、農作物被害の防止を図るため、千葉県及び関係市と協議しながら、対策を実施していく。追払い等にあたっては、被害農家が主体となって実施する体制を構築していく。

なお、コブハクチョウの定着及び繁殖については、餌付けが大きな要因となっていると考えられることから、千葉県及び関係市と調整の上で看板の設置や広報等を行い、餌付け行為の防止に努めていく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

イノシシ、キョンの捕獲は、印西猟友会及び地域ぐるみの鳥獣被害対策会に業務委託する。

スズメ、カラス類、カモ類の捕獲は、印西猟友会に業務委託する。

アライグマ、ハクビシン、タヌキの捕獲・回収は、公益社団法人印西市シルバー人材センターに業務委託する。

コブハクチョウの追払い等は、被害農家及び市職員が対応する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	・イノシシ ・アライグマ ・ハクビシン ・タヌキ ・スズメ ・カラス類 ・カモ類 ・キョン	捕獲用わな、わな作動通報装置を印西市有害鳥獣被害防止対策協議会で購入し、捕獲従事者に配付して捕獲強化を図る。また、被害農家の情報を基に、生息域・行動域を調査する。 被害農家等に対して狩猟免許の取得を推進し、担い手の確保育成を図る。
	・コブハクチョウ	被害農家自身が追払い等を実施できるよう、被害対策について協議する。
令和8年度	・イノシシ ・アライグマ ・ハクビシン ・タヌキ ・スズメ ・カラス類 ・カモ類 ・キョン	捕獲用わな、わな作動通報装置を印西市有害鳥獣被害防止対策協議会で購入し、捕獲従事者に配付して捕獲強化を図る。また、被害農家の情報を基に、生息域・行動域を調査する。 被害農家等に対して狩猟免許の取得を推進し、担い手の確保育成を図る。
	・コブハクチョウ	被害農家自身が追払い等を実施できるよう、被害対策について協議する。
令和9年度	・イノシシ ・アライグマ ・ハクビシン ・タヌキ ・スズメ ・カラス類 ・カモ類 ・キョン	捕獲用わな、わな作動通報装置を印西市有害鳥獣被害防止対策協議会で購入し、捕獲従事者に配付して捕獲強化を図る。また、被害農家の情報を基に、生息域・行動域を調査する。 被害農家等に対して狩猟免許の取得を推進し、担い手の確保育成を図る。
	・コブハクチョウ	被害農家自身が追払い等を実施できるよう、被害対策について協議する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
被害状況等を基に関係機関と連携し、適正な捕獲に努める。 特にイノシシは、千葉県第二種特定鳥獣管理計画に基づき、未被害地域への拡大、拡散を全力で阻止するとともに、市内全域で計画的かつ効率的な捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	1, 200頭	1, 200頭	1, 200頭
アライグマ	200頭	200頭	200頭
ハクビシン	200頭	200頭	200頭
タヌキ	250頭	250頭	250頭
スズメ	25羽	25羽	25羽
カラス類	50羽	50羽	50羽
カモ類	25羽	25羽	25羽
コブハクチョウ ※追払い等	30羽	30羽	30羽
キョン	10頭	10頭	10頭

捕獲等の取組内容
イノシシ、キョン：被害情報、目撃情報等を基に、箱わなやくくりわなを主体とした捕獲を通年実施する。併せて、地域住民が中心となった捕獲体制を拡充し捕獲体制の強化を図る。 アライグマ、ハクビシン、タヌキ：市内全域を対象に農地の周辺でわなにより駆除を実施する。（通年） スズメ、カラス類、カモ類：市内全域を対象に農地の周辺を銃器により駆除を実施する。（年間4回一斉捕獲） コブハクチョウ：主に被害が発生する4月から6月に玉網やロープを使用し、追払い等を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	被害状況の推移を確認しつつ、許可権限委譲について検討を進める。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	電気柵 10,000m	電気柵 10,000m	電気柵 10,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	電気柵の十分な効果が発揮されるよう草刈り等の維持管理の指導を実施していく。	電気柵の十分な効果が発揮されるよう草刈り等の維持管理の指導を実施していく。	電気柵の十分な効果が発揮されるよう草刈り等の維持管理の指導を実施していく。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	・イノシシ ・アライグマ ・ハクビシン ・タヌキ ・スズメ ・カラス類 ・カモ類 ・コブハク チョウ ・キョン	市内において増加している耕作放棄地や林縁等の草刈りを実施し、また放任果樹、収穫残渣や生ごみの適正な処分について周知し、野生鳥獣が耕作地に近づかない環境づくりを促進していく。地域住民が主体的に被害防止対策を行えるよう研修や講習会、広報等により被害防止対策の周知を図る。 被害の程度や傾向等を勘案し、追い払い等の必要な措置を行う。
令和8年度	・イノシシ ・アライグマ ・ハクビシン ・タヌキ ・スズメ ・カラス類 ・カモ類 ・コブハク チョウ ・キョン	市内において増加している耕作放棄地や林縁等の草刈りを実施し、また放任果樹、収穫残渣や生ごみの適正な処分について周知し、野生鳥獣が耕作地に近づかない環境づくりを促進していく。地域住民が主体的に被害防止対策を行えるよう研修や講習会、広報等により被害防止対策の周知を図る。 被害の程度や傾向等を勘案し、追い払い等の必要な措置を行う。

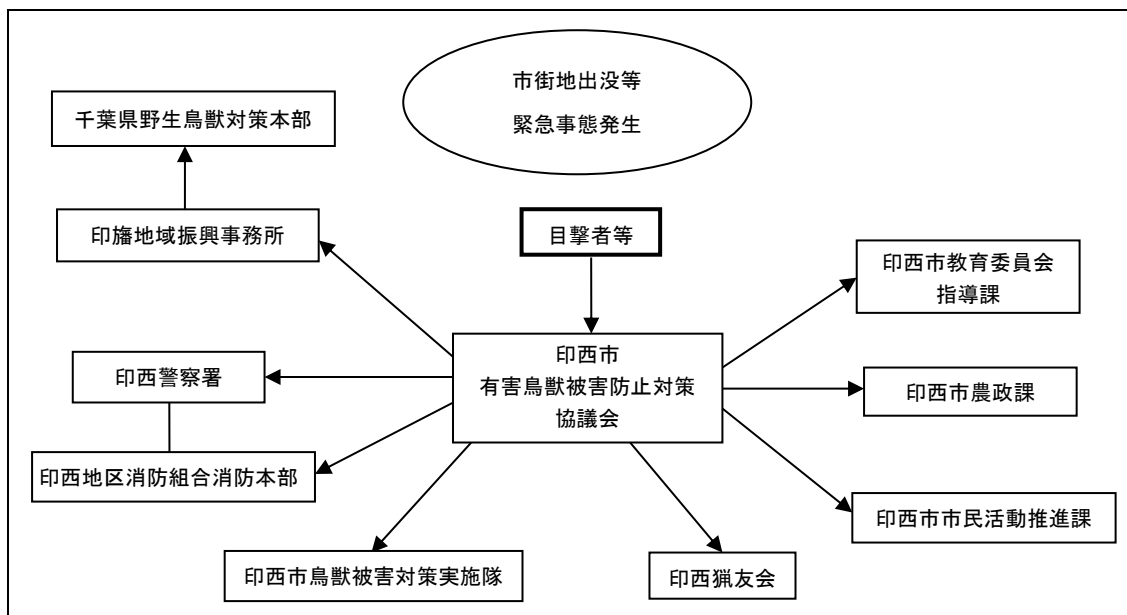
令和9年度	・イノシシ ・アライグマ ・ハクビシン ・タヌキ ・スズメ ・カラス類 ・カモ類 ・コブハク ・チョウ ・キョン	市内において増加している耕作放棄地や林縁等の草刈りを実施し、また放任果樹、収穫残渣や生ごみの適正な処分について周知し、野生鳥獣が耕作地に近づかない環境づくりを促進していく。 地域住民が主体的に被害防止対策を行えるよう研修や講習会、広報等により被害防止対策の周知を図る。 被害の程度や傾向等を勘案し、追い払い等の必要な措置を行う。
-------	---	---

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
千葉県野生鳥獣対策本部 印旛地域振興事務所	捕獲許可及び捕獲指導 対策の推進 情報収集
印西警察署	個人の生命、身体及び財産の保護 情報収集
印西地区消防組合消防本部	人命救助 情報収集
印西市	対策の推進 情報収集
印西猟友会	有害鳥獣捕獲の実施 対策の推進 情報収集
印西市鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣捕獲の実施 対策の推進 地域に対する捕獲等の指導・助言 有害鳥獣捕獲従事者の育成 情報収集

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

止めさし後、印西クリーンセンターでの焼却処分を行うことを基本とする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	イノシシは全頭捕獲することを目標としているため、継続的に供給できる食品への利活用は検討しない。
ペットフード	イノシシは全頭捕獲することを目標としているため、継続的に供給できるペットフードへの利活用は検討しない。
皮革	イノシシは全頭捕獲することを目標としているため、継続的に供給できる皮革への利活用は検討しない。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	イノシシは全頭捕獲することを目標としているため、継続的に供給できる利活用は検討しない。 その他の鳥獣については、捕獲数、捕獲頻度を考慮した有効利用を検討する。

(2) 処理加工施設の取組

イノシシは全頭捕獲することを目標とし、捕獲しているため、処理加工施設の整備は検討しない。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

イノシシ以外の鳥獣の有効利用について、今後可能かどうかを含め検討する段階であるので、具体的な内容の人材育成までは、検討しない。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	印西市有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
西印旛農業協同組合	被害状況調査、情報提供
千葉県農業共済組合北総支所	被害状況調査、情報提供
鳥獣保護管理員	鳥獣の保護管理に関する事項、駆除時の従事者に対する指導
印西猟友会	有害鳥獣駆除、パトロール
印西警察署	情報提供、個人の生命身体及び財産の保護
印西市農業委員会 農業委員・農地利用最適化推進委員	被害状況調査、情報提供
合同会社A M A C	専門的知見に基づく意見、情報提供
印西市農政課	連携協力、情報提供
印西市市民活動推進課	連携協力、情報提供
印西市教育委員会指導課	連携協力、情報提供
印西市環境保全課	被害防止計画の策定、協議会の連絡調整

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
千葉県野生鳥獣対策本部	情報提供
千葉県印旛地域振興事務所	捕獲許可、捕獲に係る指導
千葉県印旛農業事務所	防護柵設置に係る指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

令和5年度から印西市鳥獣被害対策実施隊を設置し、鳥獣被害対策を担当する課の職員のほか、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者として、地区の対策組織から2名を隊員に任命している。

各地区単位の対策組織に加入するもののほか、捕獲技術の相談等集落捕獲体制の支援を行う隊員の加入を進め、実施隊による被害防止施策を実施する体制の充実を図る。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

—

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

本計画に記載のない鳥獣による被害が発生した場合や、被害対策等に重要な変更が生じた場合は、その都度、関係機関と協議を行い、計画の見直しを行うものとする。 市街地等への出没が懸念されることから、日頃より出没時の対応について関係機関と調整を図るものとする。
